

第9回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成28年11月14日（月） 午後1時29分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
 3. 閉会の年月日 平成28年11月14日（月） 午後2時2分

4. 出席委員（14人）の番号及び氏名

1番 澁谷 秀明	2番 太田 豪	3番 成田 悦夫	4番 高橋 洋美
5番 三浦 久利	6番 佐藤 正悟	7番 棟方 廣光	8番 川村 博行
9番 澁谷 和仁	10番 貴田 徳正	11番 瀬戸 弘之	12番 石村 孝憲
13番 瓜田 良一	14番 相馬 一二	15番 下山 勝源	16番 成田 春光

5. 欠席委員（2人）

- 5番 三浦久利
 14番 相馬一二

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 参与及び書記の任命
 第3 議案第34号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第35号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第36号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第37号 鶴田町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正について
 報告第21号 農地法第5条の規定による転用許可の取消しについて
 報告第22号 農地法第3条第1項の規定による許可処分取消願の受理について
 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 一人	事務局次長 佐々木 明彦	総括主幹 齋藤 千帆	主査 佐藤 春奈
------------	--------------	------------	----------

8. 会議の概要

開会 午後1時29分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議 長

只今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。これより、第9回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、1番澁谷秀明委員と、2番太田豪委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、佐藤局長、佐々木次長、書記には齋藤総括主幹、佐藤主査を任命いたします。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第34号から議案第37号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。

それでは最初に、議案第34号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

3番、成田悦夫委員。

成田委員 はい、3番成田です。

それでは報告をいたします。

去る11月7日、高橋洋美委員と、事務局と現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が5件でございます。いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。以上です。

議長 それでは、議案第34号について事務局より説明願います。

事務局 議案第34号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。

農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。

本案件は5件です。No.1からNo.5について説明いたします。平成28年10月19日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が2件、普通売買が3件です。

農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 なお、この件に関して、鶴田町農業委員会会議規則第25条（委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項についてその議事に参与することが出来ない。）に基づき、本議案No.1の当事者である私、成田が本案件終了まで退席します。

代わりに議長として、議事の進行は下山会長職務代理にお願いします。

【成田会長退席】

下山会長職務代理 暫時の間、議長を務めさせていただきます。

ただいま説明のありました議案34号のNo.1について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

下山会長職務代理 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

ただちに、表決に入ります。

議案第34号のNo.1について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

下山会長職務代理 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

本案件が終了しましたので、成田会長を復帰させ、議長を交代いたします。
ご協力ありがとうございました。

【会長着席し議長となる】

議長 それでは、議案第34号のNo.2からNo.5について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第35号について事務局より説明願います。

事務局 議案第35号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は1件です。
本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第36号について事務局より説明願います。

事務局 議案第36号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は1件です。
本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第37号について事務局より説明願います。

事務局 議案第37号鶴田町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正について。
農業経営基盤強化促進法第6条第2項第2号の改正による、鶴田町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので意見を求める。

【農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直し概要及び、
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想新旧表に沿って説明】

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

それでは表決に入ります。

議案第34号のNo.2からNo.5まで及び、議案第35号から議案第37号までについて、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

次に、報告第21号について事務局より説明願います。

事務局 報告第21号農地法第5条の規定による転用許可の取消しについて。
農地法施行令第15条第1項の規定に基づく転用許可について、別紙のとおり取消ししたので報告する。

今回取消しした転用許可は、用途は農業用施設用地、転用目的は農産物販売所（豚肉直売所）で、平成26年12月22日に申請し、平成27年2月20日付け指令第339号で許可を受けたものです。

この土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,869㎡です。取消し理由は、事業計画の変更のためということであります。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

太田委員 これは、場所はどこですか。

事務局 場所はですね、〇〇牧場の自宅の339号線沿いです。

太田委員 ああ。

事務局 今はちょっと作物をつけてなくてですね、草刈りをして管理している場所ですね。

議長 あと、ないですか。

瓜田委員 これはあの前の問題の場所ではないんですか。

事務局 違います。

瓜田委員 違うんだな。

事務局 自宅の近くの。

瓜田委員 ぶどうだか何だかやってる。
新しく。

事務局 339号線沿いです。

事務局 自宅の東側。

瓜田委員 焼き場に行くなんか昔の道路だと言えればいいのか、あの付近でしょう。

事務局 339バイパスの。

議長 あとないですか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第22号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第22号農地法第3条第1項の規定による許可処分取消願の受理について。
農地法第3条第1項の規定による許可処分取消願を受理したので、報告する。
No.1について、平成28年8月12日付け、指令第9号で所有権移転の許可をいたしました。平成28年10月12日付けで、譲渡人、譲受人双方より取消願が提出されたので受理いたしました。取消理由については、記載のとおりです。以上です。

議 長 なお、この件に関して、鶴田町農業委員会会議規則第25条に基づき、同居の親族である太田豪委員の本案件終了までの退席を求めます。

【太田豪委員退席】

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。

本案件が終了したので、太田豪委員を復帰させます。

【太田豪委員着席】

議 長 次に、報告第23号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第24号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第24号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。

暫時休憩します。(午後 1 時 5 9 分)

再開します。(午後 2 時 2 分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了しましたので、第 9 回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後 2 時 2 分)